

# 「杉並区総合計画」等の改定について

区は令和3年度（2021年度）に、区が目指す概ね10年後のまちの姿を「みどり豊かな 住まいのみやこ」とする基本構想を策定しました。基本構想では8つの分野ごとの将来像を以下のとおり描いています。



## 【杉並区基本構想が掲げる目指すまちの姿と分野ごとの将来像】

概ね10年程度を展望した杉並区が目指すまちの姿

### みどり豊かな 住まいのみやこ

分野ごとの将来像

防災・防犯

みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち

まちづくり・地域産業

多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

環境・みどり

気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

健康・医療

「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

福祉・地域共生

すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

子ども

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

学び

共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

文化・スポーツ

文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

基本構想が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋として、令和4年（2022年）1月に「杉並区総合計画」「杉並区実行計画」「杉並区区政経営改革推進計画」「杉並区協働推進計画」「杉並区デジタル化推進計画」「杉並区区立施設再編整備計画」を策定し、同年4月から取組を開始しました。また、令和5年（2023年）1月には、社会経済環境や事情の変化、新区長就任に伴い早急に対応を要する内容等を反映するため、計画の一部修正を行いました。

計画の改定は3年ごとに実施することとしていましたが、この間の社会経済環境の変化に的確に対応するため、また、区長公約において示された取組の実現や、区民参画に基づく対話協調型区政の更なる推進のため、今回、予定していた計画改定を1年前倒しで実施します。

## 計画の構成

### (1) 杉並区総合計画

- 基本構想で掲げる区が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋について、長期的な視点に立って示す計画です。
- 8つの分野ごとの将来像に向けた取組を具体化するための29の施策を定めています。
- 29の施策展開を支える基盤となる「区政経営改革」「協働」「デジタル化」の推進を図るための基本方針を示しています。

### (2) 杉並区実行計画

- 総合計画の各施策に掲げる目標を達成するために、特に計画的に実施していく必要がある取組・事業を具体的に明らかにした、財政上の裏付けを有する計画です。
- 計画事業については、各年度の事業量と実施時期、所要経費を明らかにしています。

### (3) 杉並区区政経営改革推進計画

- 従来のコスト削減や効率化を追求した「量の改革」に加え、区民サービスの質をいかに高めるかといった「質の改革」も重要であるとの認識に立ち、区政経営を推進していく取組を示す計画です。

### (4) 杉並区協働推進計画

- 本格的な超高齢社会の到来や地域課題が複雑化・高度化していくことが予想される中、地域に開かれた多様な主体がつながる新たな協働の仕組みを形づくるとともに、これまで行ってきた協働の取組を一層深化させるための計画です。協働に取り組む姿勢は区のすべての事業施行の基本であると位置付けることとし、その中で特に重点的な取組を計画化しています。

### (5) 杉並区デジタル化推進計画

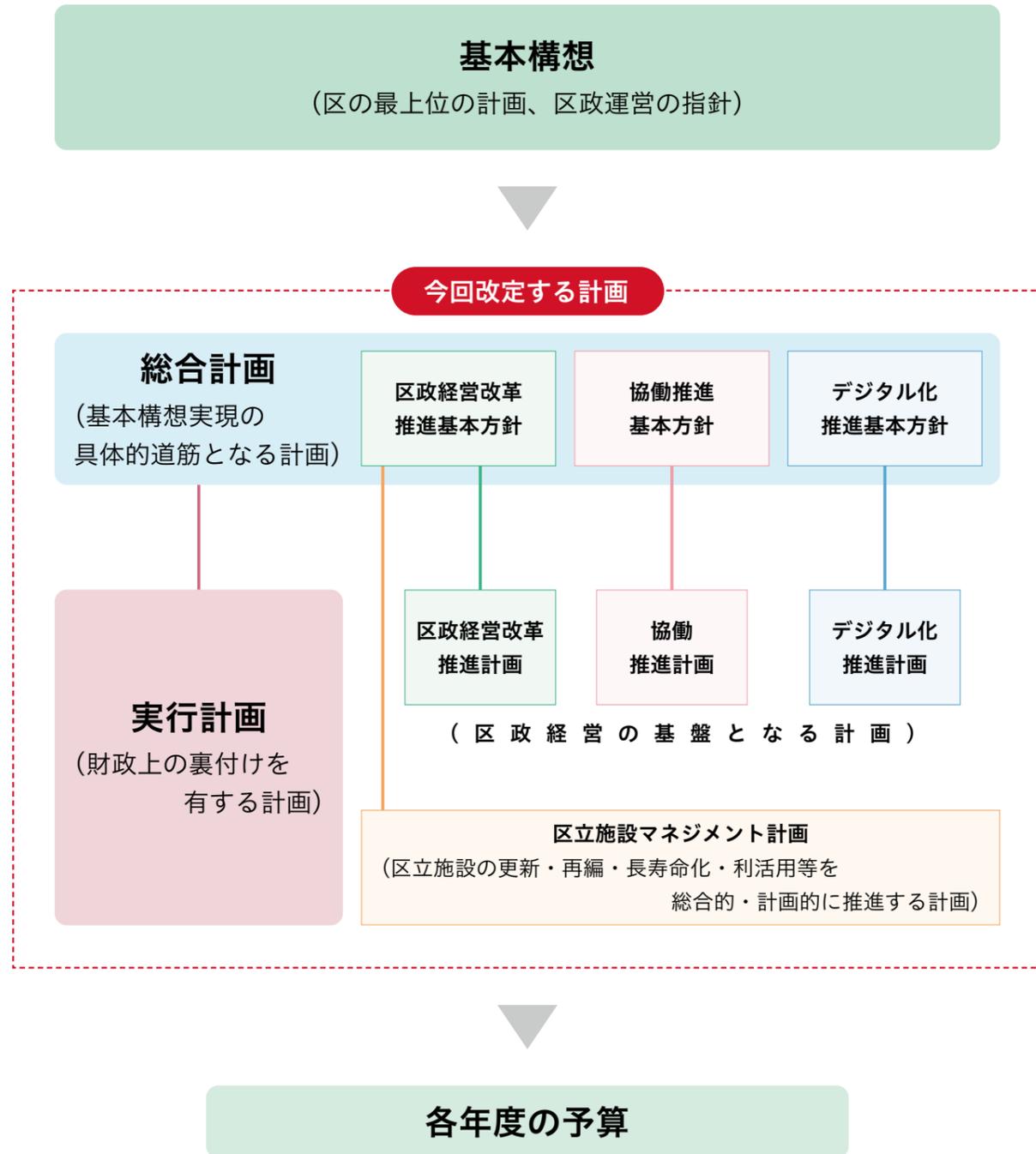
- ICTの急速な進展やコロナ禍を契機とした社会変容を背景に、あらゆる分野においてデジタル化の推進が求められており、区民サービスの向上と業務の効率化などの視点から、行政のデジタル化を推進するための計画です。

### (6) 杉並区区立施設マネジメント計画（旧杉並区区立施設再編整備計画）

- 総合計画に掲げる区政経営改革推進基本方針に基づき、区立施設の更新・再編・長寿命化・利活用等について区民と共に考えながら、総合的・計画的に推進するための計画です。  
※別冊「杉並区区立施設マネジメント計画（第1期）・第1次実施プラン」参照

これまでの各計画は、計画間で内容が重複している取組が多くあったため、令和6年度（2024年度）を始期とする各計画においては、その内容を整理し、重複を解消することで、より分かりやすい構成としました。

計画の体系図



計画期間

(1) 総合計画

- 総合計画の計画期間は、基本構想で掲げる区が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋となる9年間（令和4～12年度）（2022～2030年度）の計画です。今回、令和6～12年度（2024～2030年度）の7か年の計画について、改定します。
- また、3か年ごとに計画の改定を行いますが、必要に応じて毎年度修正を行います。
- なお、令和8年度（2026年度）には、取組の進捗状況等を見極めた上で、令和13年度（2031年度）以降の基本構想、総合計画等の計画期間の延長等について、検討を行うこととします。

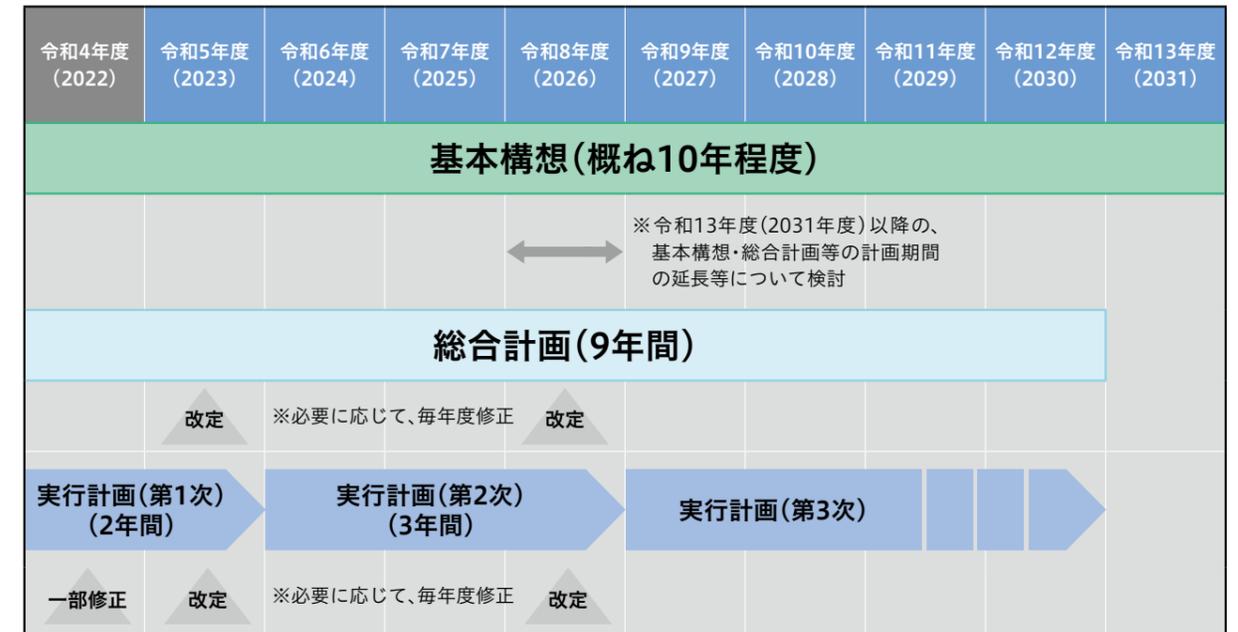
(2) 実行計画

- 実行計画の計画期間は、総合計画の9年間で3つの期間に分け、3か年としていますが、昨今の社会経済環境等の変化に的確に対応するため、計画を1年前倒しで改定し、第2次計画の計画期間は令和6～8年度（2024～2026年度）とします。
- 計画期間は3か年としていますが、必要に応じて毎年度修正を行います。

(3) その他計画

- 区政経営改革推進計画、協働推進計画、デジタル化推進計画、区立施設マネジメント計画の計画期間は、総合計画・実行計画に準じた取扱いとします。

計画期間イメージ



## SDGsと区の実践について

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、令和12年（2030年）に向けた国際目標である「SDGs」（持続可能な開発のための2030アジェンダ）が、採択されました。

今回改定する計画においても、区の具体的取組とSDGsとの対応関係を明示し、世界規模の課題と地域の課題が連なっていることを区民と共有したうえで、各計画事業を推進していきます。

### SDGsに掲げる17のゴール

 <b>目標1</b> 貧困をなくそう	 <b>目標4</b> 質の高い教育をみんなに
 <b>目標2</b> 飢餓をゼロに	 <b>目標5</b> ジェンダー平等を実現しよう
 <b>目標3</b> すべての人に健康と福祉を	 <b>目標6</b> 安全な水とトイレを世界中に
 <b>目標7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 <b>目標8</b> 働きがいも 経済成長も

 <b>目標9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう	 <b>目標13</b> 気候変動に具体的な対策を
 <b>目標10</b> 人や国の不平等をなくそう	 <b>目標14</b> 海の豊かさを守ろう
 <b>目標11</b> 住み続けられるまちづくりを	 <b>目標15</b> 陸の豊かさも守ろう
 <b>目標12</b> つくる責任 つかう責任	 <b>目標16</b> 平和と公正をすべての人に
 <b>目標17</b> パートナリーシップで目標を達成しよう	 <b>目標8</b> 働きがいも 経済成長も

### ●SDGsと区の実践の関係性について

施策名	SDGsの17のゴール						SDGsの17のゴール										
	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで目標を達成しよう
施策1 強くしなやかな防災・減災まちづくり	●		●	●	●	●							●				●
施策2 地域の防災対応力の強化	●												●				●
施策3 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり	●			●	●											●	●
施策4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり	●		●		●								●				●
施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●	●			●
施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備			●		●			●	●	●		●					●
施策7 暮らしやすい住環境の形成	●		●	●	●	●				●	●				●		●
施策8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興				●				●	●			●	●				●

施策名	SDGsの17のゴール						SDGsの17のゴール										
	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進	●	●	●	●		●	●	●	●		●	●	●	●	●		●
施策10 快適で暮らしやすいまちと循環型社会の実現		●	●	●		●		●			●	●	●	●	●		●
施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成	●	●				●		●	●		●	●	●		●		●
施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり			●														●
施策13 地域医療体制の充実			●			●											●
施策14 人権を尊重する地域社会の醸成				●	●			●			●					●	●
施策15 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり	●	●	●	●	●			●			●	●				●	●
施策16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援			●		●			●			●	●				●	●
施策17 障害者の社会参加と地域生活の支援			●		●			●			●	●				●	●
施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実	●	●	●	●	●			●			●	●				●	●
施策19 子どもの居場所づくりと育成支援の充実	●	●	●	●	●						●	●				●	●
施策20 安心して子育てできる環境の整備・充実	●	●	●	●	●			●			●	●					●
施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備			●	●							●	●					●
施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進				●				●			●					●	●
施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進				●							●					●	●
施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実				●							●	●				●	●
施策25 生涯にわたる学びの支援				●							●	●				●	●
施策26 多様な地域活動への支援											●						●
施策27 多様な文化・芸術の振興と多文化共生・国内外交流の推進				●							●					●	●
施策28 次世代への歴史・文化の継承				●							●						●
施策29 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり			●	●							●	●				●	●

すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

施策14 人権を尊重する地域社会の醸成

人権とは、誰もが生まれながらに等しく持っている、人として幸せな生活を営むための権利です。この欠かすことのできない権利が尊重される社会を実現するために、一人ひとりが人権の重要性を考えるきっかけづくりになるよう、啓発事業と相談事業等を実施し、年齢、性別、国籍、人種等による差別や偏見のない多様性を認め合う意識の醸成に努めます。

施策の現状と課題

- スマートフォン等のICT端末やソーシャルメディア等のサービスの普及に伴い、その匿名性から他者への誹謗中傷や差別的な書き込み等の人権侵害が増え、今日的な社会問題となっています。一人ひとりが自分らしく生活し、夢や希望、幸せを実感できるまちにするため、あらゆる分野での差別、偏見を解消していくための正しい知識・情報の伝達や啓発及び制度上の不利益の解消等に向けた取組を継続して行う必要があります。
- 男女の固定的な性別による役割分担意識が依然として残っていることから、家庭や職場での意識改革等により、誰もがその個性と能力を発揮し、地域で活躍する場や、区政への参画機会を拡充していく必要があります。
- 性的指向及び性自認について、区民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性の多様性を尊重する社会の実現に向けて、区民の理解増進を図るとともに、パートナーシップ制度等の運用を適切に図っていく必要があります。

計画最終年度の目標

- 差別や偏見を生む誤った情報や偏った情報がなくなり、年齢、性別、国籍、人種や様々な価値観などその多様性を認め合うなど、互いの人権を尊重し、あらゆる差別や偏見を許さないという意識がすべての区民に根付いています。
- 性別による固定的な役割分担意識から解放され、誰もが、性別に関係なく、様々な分野に参画し、互いに個性を尊重し、能力を発揮できています。
- すべての区民が、性の多様性に関する理解が進み、性のあり方にかかわらず、一人ひとりが尊重され、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく安心して暮らし、活動しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値	
		8年度(2026)	12年度(2030)
1 他人の立場を尊重・理解するなど、人権を意識しながら生活している区民の割合 区民意向調査 ※現状値は、令和3年(2021年)2月「人権に関する都民の意識調査(東京都総務局人権部)」のデータに基づく参考値	21.4%	28.0%	40.0%
2 区内事業所における管理職(課長相当職以上、役員含む)に占める女性の割合 男女共同参画に関する意識と生活実態調査	25.4%(3年度)	28.0%	30.0%
3 「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」の認知度(条例に基づくパートナーシップ制度などの認知度も含む) 区民意向調査 ※令和6年度(2024年度)に実施する区民意向調査により現状値を把握し、毎年度修正において、目標値を設定	—	上昇	上昇

施策を構成する実行計画事業

- 1 人権尊重の啓発等の推進
- 2 男女共同参画の推進 **重点**
- 3 性の多様性が尊重される地域社会の実現
- 4 障害者の権利擁護と共生社会の推進 **再掲** (施策17-6)
- 5 子どもの権利擁護の推進 **再掲** (施策18-1)
- 6 多文化共生・国内外交流の推進 **再掲** (施策27-3)

